◎地方交付税法等の一部を改正する法律

(平成一九年三月三一日法律第二四号)

- 一、提案理由(平成一九年二月二二日·衆議院総務委員会)
- ○菅国務大臣

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払い額を控除した額十五兆二千二十七億円とすることとしております。

次に、同特別会計における借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する 借入金を一般会計へ帰属させるとともに、残余の借入金の償還方法を変更することとし ております。

さらに、平成二十年度及び平成二十一年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れに関する特例を設ける等の改正を行うこととしております。

また、地方交付税の算定方法を簡素化するため、個別算定経費以外の経費を人口と面積を基本とする簡素な基準により算定することとするとともに、平成十九年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、平成十九年度から平成二十一年度までの間に限り、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債を起こすことができるものとする旨の特例を設けるとともに、地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に伴う補償金を免除するために必要な規定を創設するほか、児童手当の拡充に伴い地方特例交付金を拡充することとしております。

そのほか、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例 を、平成十九年度においても適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成一九年三月六日)

○佐藤勉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審 査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両案の要旨について申し上げます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成十九年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずることとするほか、交付税特別会計借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するため、個別算定経費以外の経費を簡素な基準により算定することとするとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正するほか、地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る措置の創設及び児童手当の拡充に伴う地方特例交付金の拡充を行う等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月二十日本委員会に付託され、同月二十二日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十七日、三月一日及び二日質疑を行い、これを終局いたしました。質疑終局後、採決いたしましたところ、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告(平成一九年三月二三日)

○山内俊夫君 ただいま議題となりました日程第一及び日程第二の両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、昨二十二日に質疑、採決が行われました地方交付税法等の一部を改正する法律 案は、平成十九年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずることとするほか、交付税 及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定 方法を簡素化するとともに、地方交付税の単位費用の改正等を行おうとするものであり ます。

委員会におきましては、地方交付税の予見可能性を高めるための取組、頑張る地方応援プログラムにおける地方交付税活用の是非、地方行革の努力成果を地方税財源の充実につなげる必要性、新型交付税導入が小規模団体や旧産炭地域の地方団体の財政に与える影響及びその対策、公的資金の補償金を伴わない繰上償還の周知徹底と手続のルール化等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員、社会 民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられ ました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

以上、御報告申し上げます。